

栃木県土地利用基本計画の概要

総合政策部 地域振興課

- ・ 栃木県土地利用基本計画は、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法に基づき策定する計画です。
- ・ 人口減少・超高齢社会における開発圧力の低下や土地需要の減少により、国土の荒廃など新たな課題が想定されるようになり、国は国土利用計画全国計画を平成 27(2015)年 8 月に改定しました。
- ・ 本県においても、令和 2(2020)年度に計画期間の目標年次を迎える国土利用計画栃木県計画の改定に合わせ、栃木県土地利用基本計画を変更するとともに、国土利用計画全国計画との整合を図ります。
- ・ 変更にあたっては、栃木県土地利用基本計画に国土利用計画栃木県計画を統合します。

基本理念

本計画では、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的、文化的な諸条件に配慮し、土地利用に関する計画に従って利用することにより、**多様な地域特性を活かしつつ、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する土地利用を目指します。**

県土利用の基本方針

1 適切な県土管理を実現する県土利用

- ・ **都市機能や居住**を既存の市街地や集落の中心部などの**拠点地区に集約**し、市街地の無秩序な拡大を抑制する
- ・ **交通ネットワークの充実**により拠点地区間の連携を強化し、都市機能の相互利用や相互補完、**広域連携を促進**する
- ・ **食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保**するとともに、多面的機能を持続的に発揮させるために良好に管理する
- ・ 「**人・農地プラン**」の話し合いによる**農業の担い手への農地集積・集約を進め**、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る
- ・ 県土の保全、水源の涵（かん）養などに重要な役割を果たす**森林の整備及び保全を進める**

2 自然環境・美しい景観を保全・再生・活用する県土利用

- ・ **原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地などについて保全**を図る
- ・ 県民の福利や地域づくりに資する形での自然環境の活用を基本とする
- ・ 県は、**様々な主体と協働**し、地域から積極的に生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用に関する取組を推進し、**森林の適正な管理を進める**
- ・ 中山間地域においては、地域資源を活かした農林業の活性化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画により、自然や生物多様性の維持・形成を推進し、県土資源を適切に管理する

3 安全・安心を実現する県土利用

- ・ **ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施**する
- ・ **災害時に重要な役割が期待される公共施設などについては、災害リスクの低い地域への立地を促進**し、災害対応能力の向上を図る
- ・ **居住についても、より安全な地域へ誘導**するなど、防災・減災や応急対策を考慮した土地利用を推進する
- ・ 災害の拡大防止や安全な避難場所としての防災拠点やオープンスペースの確保、速やかな復旧・復興に重要な役割を果たす緊急輸送道路などの整備を促進する

4 多様な主体による県土の県民的経営

- ・ 地域を越えた交流・連携が進む中、多様な主体が県土保全・管理活動へ参画し、人と自然の営みの調和を図っていくことが求められるが、そのためには、各地域の土地利用が自然や社会、経済、文化的条件を踏まえ調整されていることが必要である
- ・ このため、**地域の土地利用の基本的な考え方**について、地域住民や市町、企業、NPO・ボランティアなど**多様な主体が合意形成を図る**ことを通して、**地域の実情に即した柔軟かつ能動的な県土保全の取組を推進**する

5 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

- ・ **自然と調和した防災・減災対策やグリーンインフラ**といった複合的な効果をもたらす施策を積極的に**推進**する
- ・ これら複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進することで、県土の利用価値が向上することが期待される
- ・ 適切な管理を続けることが困難な荒廃農地などは、農地としての活用を図ることを原則としつつ、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地などとしての活用など新たな用途を見だし、県土を荒廃させず、むしろ県民にとってより良い県土利用となるように努める

五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうちの2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指針の方向などを考慮して、本計画で示した県土利用の方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図ります。

| 五地域区分 | 細区分 | 都市地域 | | | 農業地域 | | 森林地域 | | 自然公園地域 | | 自然保全地域 | | |
|--------|---------------|------|---------|-----|------|-----|------|-----|--------|------|------------|------|------|
| | | 用途地域 | 市街地調整区域 | その他 | 農用地 | その他 | 保安林 | その他 | 特別地域 | 普通地域 | 原生自然環境保全地域 | 特別地区 | 普通地区 |
| 都市地域 | 市街地調整区域及び用途地域 | | | | | | | | | | | | |
| | 市街地調整区域 | × | | | | | | | | | | | |
| | その他 | × | × | | | | | | | | | | |
| 農業地域 | 農用地 | × | ← | ← | | | | | | | | | |
| | その他 | × | ① | ① | × | | | | | | | | |
| 森林地域 | 保安林 | × | ← | ← | × | ← | | | | | | | |
| | その他 | ② | ③ | ③ | ④ | ⑤ | × | | | | | | |
| 自然公園地域 | 特別地域 | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | | | | | |
| | 普通地域 | ⑥ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | | | | |
| 自然保全地域 | 原生自然環境保全地域 | × | × | × | × | × | × | ← | × | × | | | |
| | 特別地区 | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | × | × | | |
| | 普通地区 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |

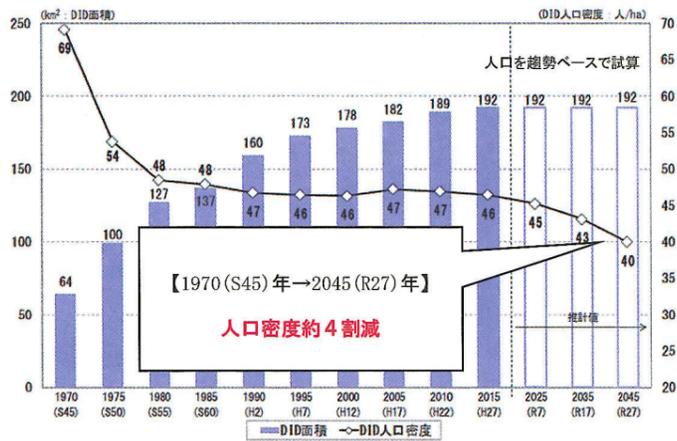
- ×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複しないもの
- ←：相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する
- ：相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る
- ①：土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
- ②：原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める
- ③：森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用と調整を図りながら都市的な利用を認める
- ④：原則として農地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める
- ⑤：森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用を図りながら農業上の利用を認める
- ⑥：自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る

県土利用の見通しとその課題 ～栃木県土地利用基本計画の変更の背景

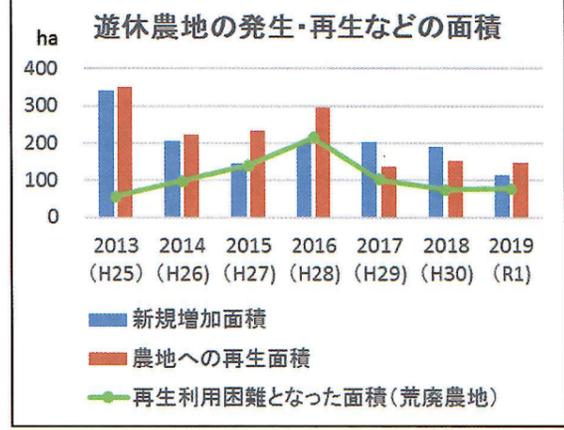
1 人口減少・超高齢社会の進展による県土管理水準の低下

- ・現在の少子化や他都道府県への転出超過の傾向が今後も継続すると、本県の総人口は2060年には130万人程度に減少すると予測される（趨勢ケース）
- 都市地域**
 - ・市街地の人口密度の低下で都市機能（医療施設、介護・福祉施設、店舗、学校など）の維持が困難になり、日々の生活が不便になることが懸念される
 - ・市街地の空洞化や低・未利用地の増加といった、いわゆる「都市のスポンジ化」は、管理不十分な土地による都市環境の悪化を招く
- 農業地域**
 - ・担い手である農家数や農家人口は減少。さらに農家の高齢化も進んでおり、今後、農山村の人口減少による活力の低下が懸念される
 - ・再生利用が困難な荒廃農地が毎年一定量生じている
- 森林地域**
 - ・不在村者、高齢者、小規模所有者など自ら森林の施業・経営を行うことが困難な森林所有者の増加や、長期に渡る林業採算性の低迷による森林所有者の林業経営意欲の低下は林業生産活動の停滞の一因となっている

本県の DID (人口集中地区) 面積と人口密度の推移 (推計)

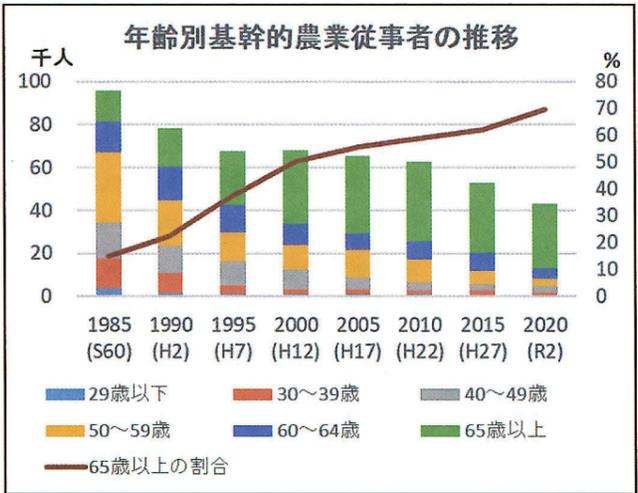


出典:とちぎの都市ビジョン(都市計画課)

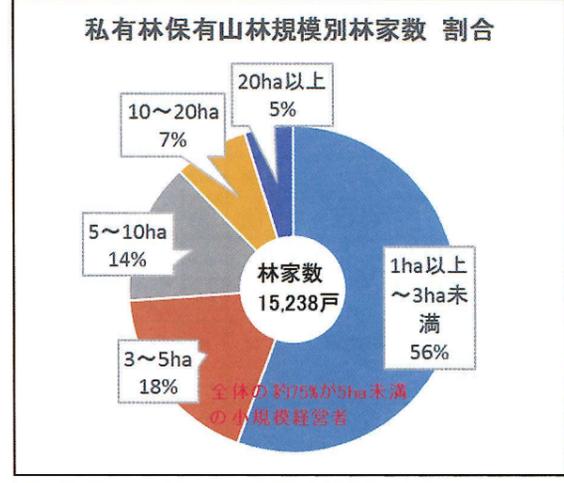


出典:土地利用に関する施策の現況と課題(地域振興課)

※ 表中の数値は荒廃農地調査によるもの



出典:県農政課農政課 ※R2 値は概数



出典:令和2年(2020)年 栃木県森林・林業統計書(環境森林政策課)(平成27(2015)年 農林業センサスより)

2 自然環境の保全・再生・活用の重要性の高まり

- ・一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残るため、その地域本来の姿には戻らず、荒廃地などになる可能性がある
- ・これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山などは、人の働きかけが減少することで、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化などが懸念される
- ・気候変動は県土の自然環境に影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念される

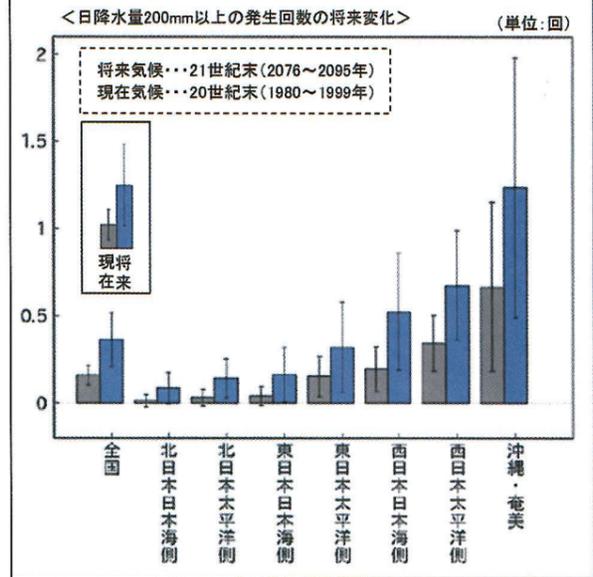
3 安全・安心な県土利用の重要性の高まり

- ・東日本大震災をはじめとして、日本各地では近年、異常気象や地震災害が増加、さらに被害が甚大化している
- ・地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより頻繁となる可能性が非常に高いと予想され、水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される

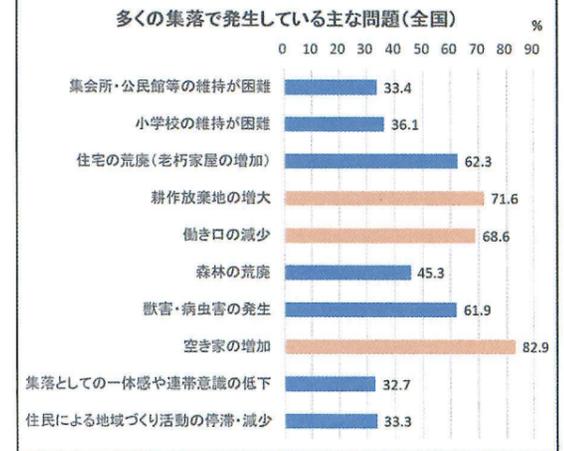
4 多様な主体が参加する県土管理の重要性の高まり

- ・人口減少が著しい中山間地域の集落では、小規模・高齢化が進行し、従来のコミュニティだけでは生活や共同活動の継続が困難な状況が拡大した結果、空き地・空き家の増加、農地、森林の荒廃、獣害・病虫害の発生といった課題が生じている
- ・市街地でも、人口減少や高齢化により、低・未利用地などの管理不十分な土地・建物が増加している

追加的な地球温暖化対策を講じない場合(RCP8.5)における将来気候の予測結果



出典:地球温暖化対策予測情報第9巻(気象庁)



出典:過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査 平成28(2016)年3月(国土交通省、総務省)

お問い合わせ先 栃木県 総合政策部 地域振興課 土地利用調整班
 TEL 028-623-2267 FAX 028-623-2234 URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp>